

**「経済財政改革の基本方針2007」に基づき本専門調査会で検討すべき事項**

	資産債務改革等の内容	本専門調査会(ワーキンググループ)で検討すべき事項
1	国の資産債務改革	
		平成27年度末に対GDP比の半減を目指し、「工程表」の実施状況のチェック・フォローを行うこと。
		国の資産規模の圧縮に当たり、 <b>類型ごとの処分方針の明確化</b> や売却等における <b>民間提案をいかす仕組みについて</b>
		<b>平成19年内を目途に具体化</b> すること。
2	独立行政法人及び国立大学法人の資産債務改革	
		<b>独立行政法人及び国立大学法人の資産債務改革について、国の取組を踏まえつつ目標を明確化</b> すること。
		独立行政法人及び国立大学法人における資産債務改革の推進に当たり、 <b>民間の知見を活用しつつ、最も有効な処分</b>
		<b>を行う観点から担当組織の設置を検討</b> すること。
3	地方公共団体の資産債務改革	
		<b>地方公共団体(地方公社、第三セクターを含む)の資産債務改革について、国の取組を踏まえつつ目標を明確化</b> すること。
		地方公共団体(地方公社、第三セクターを含む)の資産債務改革を推進に当たり、「地域力再生機構」との連携を含めた <b>民間の</b>
		<b>知見や人材を活用する方策の検討</b> を行うこと。
4	特別会計改革・公会計改革	
		資産債務改革と並行して推進されている特別会計改革等との関連で相乗効果を得られるよう、必要に応じて検討すること。